

大分県報

平成二十九年
第二九二一号
十月三日

（火曜日）

目次

告示

- 救急病院等の認定……………一
- 付保義務の発生……………一
- 指定漁船調査書の縦覧（三件）……………一
- 都市計画事業の事業計画の認可……………二
- 公 告……………二
- 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定……………三

○告示

大分県告示第五百七十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

平成二十九年十月三日

大分県知事 広 瀬 貞

救急病院 ・救急診 療所の別	名 称	所 在 地	認 定期間
救急病院	福島病院	豊後大野市三重町市場二三一番地	平二九・一〇・一から 平三二・九・三〇まで

大分県告示第五百七十五号

白杵市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成二十九年十月三日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県告示第五百七十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調査書を次の二により縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

大分県知事 広 瀬 貞

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
国東市安岐町塩屋千六百三十九
齋藤 信二
- 国東市安岐町塩屋百一の一
本田 太
- 国東市安岐町下原三千百三十の一
原 光夫
- 2 加入区
安岐町加入区
- 3 漁船損害等補償法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
大分県漁業協同組合
- 二 指定漁船調査書の縦覧
1 縦覧期間
平成二十九年十月三日から同月十七日まで
- 2 縦覧場所
（一）大分市府内町三丁目五番七号
大分県漁業協同組合事務所
（二）国東市安岐町下原二千二百三十五の十七

平成二十九年十月三日

大分県報（告示）

大分県漁業協同組合安岐支店事務所

大分県告示第五百七十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五
条第一項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。
平成二十九年十月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

- 杵築市大字守江三千七百八十七の二
堀 昭美
- 杵築市大字守江二千五百三十二の二
奥井 民男
- 杵築市大字守江三千五百三十五
高平 修子郎

2 加入区

守江加入区

3 漁船損害等補償法第一百三十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年十月三日から同月十七日まで

2 縦覧場所

- (一) 大分市府内町三丁目五番七号
大分県漁業協同組合事務所
- (二) 杵築市大字守江四千七百七十七の五
大分県漁業協同組合杵築支店事務所

大分県告示第五百七十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五

条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五
条第一項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。
平成二十九年十月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

- 速見郡日出町大字大神五千二百八十八番地四
北野 正一
- 速見郡日出町大字大神五千八百五番地二十一
中山 公夫
- 速見郡日出町大字大神五千三百四十三番地
上野 貢

2 加入区

大神加入区

3 漁船損害等補償法第一百三十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年十月三日から同月十七日まで

2 縦覧場所

- (一) 大分市府内町三丁目五番七号
大分県漁業協同組合事務所
- (二) 速見郡日出町大字大神五千四百十八
大分県漁業協同組合日出支店事務所

大分県告示第五百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による大分都市計画病院
事業の事業計画の認可の告示が平成二十九年九月二十日付け九州地方整備局告示第六十号
をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。
平成二十九年十月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 都市計画事業の種類及び名称
大分都市計画病院事業一号大分県立大分病院
- 二 施行者の名称
大分県
- 三 事務所の所在地
大分県病院局大分県立病院事務局会計管理課 大分市大字豊饒四百七十六番
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
大分県大分市大字豊饒字稗田地内
 - 2 使用の部分
なし

○公 告

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十七条第一項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年十月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分市中央町一丁目二十一番一、二十二番、二十二番一、二十二番二、二十二番三、二十三番一、二十三番二、二十四番一、二十四番二、二十五番一、二十五番二、二十六番、二十七番、二十八番一、二十八番二、三十二番、三十三番一、三十三番二、三十四番一、三十四番二、三十五番、三十六番一及び三十六番二

平成二十九年十月三日

大分県報（告示・公告）